

河南町から転出される方へ

河南町にお住まいの間は、市政の推進にご協力いただきありがとうございました。

新住所にお住まいになった日から 14 日以内に新住所地の市区町村に転入届を提出してください。

※14 日以内に転入手続きをされないと、過料に処せられることがありますので注意してください。

【転入手続きに必要なもの】

- ①転出証明書 ②届出人の本人確認ができるもの（運転免許証・保険証・パスポートなど）③印鑑
④マイナンバーカード（通知カード・個人番号カード）⑤委任状（代理人が届出をする場合）など

【転出証明書の記載内容が変更になったときには】

転出証明書の「転出予定日」や「転出先」に変更または誤りがあった場合でも、転出証明書は有効です。新住所地の窓口で正しい転入日や住所地を伝えて、手続きをしてください。

※転出予定日以降は、河南町に住所がないものとして取り扱います。都合により転出を取りやめた場合は、必ず転出証明書と印鑑と本人確認書類を持参して転出取消しの手続きをしてください。

【下記に該当する人は担当課で手続きが必要です】

各手続きには本人確認書類・印鑑・金融機関の口座番号などが必要な場合がありますので持参してください。

手続きが必要な場合	転出するとき	担当課	転入先の市区町村では
印鑑登録をしている	転出予定日以降は、印鑑登録証明書の発行はできません。転出予定日の前日までに印鑑登録証明書が必要になった場合は、転出証明書と印鑑登録証（カード）を持参してください。	住 民 生 活 課	印鑑登録証明書が必要な人は、印鑑登録の手続きをしてください。 ※実印が必要です。
個人番号カード、住民基本台帳カードを持っている	新たな住所地で継続利用しない場合は、返還してください。		継続利用する場合は、転出予定日から 30 日以内に継続の手続きをしてください。
公的個人認証（電子証明書）の交付を受けている	自動的に失効します。		必要な場合は手続きをしてください。
国民年金第 1 号被保険者である	転出の手続きをしてください。	保 険 年 金 課	年金手帳を持参し、住所変更の手続きをしてください。
国民年金を受給している	—		住所変更の手続きをしてください。
国民健康保険に加入している 後期高齢者医療被保険者証を持っている	被保険者証を持参し、転出の手続きをしてください。		加入手続きをしてください。
老人医療「一部負担金相当額等一部助成」を受給している	医療証を返還してください。	保 険 年 金 課	助成制度の有無などについてお問い合わせください。 ※所得証明書が必要な場合があります。
重度障がい者医療を受給している		高 齢 障 がい 福 祉 課	
子ども医療・ひとり親家庭の医療証を持っている		こ ど も 1 ば ん 課	
介護保険被保険者証を持っている	介護保険被保険者証を持参し、転出の手続きをしてください。認定を受けている人には受給資格証明書を交付します。	高 齢 障 がい 福 祉 課	受給資格証明書を持っている場合は持参してください。
児童手当などを受けている	転出の手続きをしてください。	こ ど も 1 ば ん 課	申請手続きをしてください。 ※所得証明書が必要です。
町立の小中学校に通っている子どもがいる	現在通学している学校へ転学届を提出し、転校用在学証明書と教科書給与証明書の交付を受けてください。	各小中学校（教育課）	転校用在学証明書と教科書給与証明書を持参し、手続きをしてください。
妊婦で妊婦健診受診券の交付を受けている	転出日以降は使用できません。	健 康 づ くり 推 進 課	受診券の交換手続きをしてください。
125cc以下のバイクなどを持っている	ナンバープレートを返納して廃車の手続きをしてください。	税 務 課	廃車申告受付済書を持参し、手続きをしてください。
引越しごみ・し尿の収集がある	担当課まで連絡してください。	住 民 生 活 課	お問い合わせください。
水道の閉栓が必要である		上 下 水 道 課	

※その他、不明な点がありましたら、お問い合わせください。

〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6 河南町役場 住民生活課 TEL0721-93-2500（代表）
役場窓口業務は月曜日～金曜日（祝日と12/29～1/3の年末年始を除く） 午前9時～午後5時30分まで